|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「ヒートポンプエアコン」管理標準（例）** | 整理番号：Ｈ-２ |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録,保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲 当工場等に設置されたパッケージ型ヒートポンプエアコン(空冷)に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **1．空気調和設備**(1)製品製造、貯蔵等に必要な環境の維持、作業員の作業環維持のための空調は、施す区画を限定すると共に、使用状況に応じた運転時間、温度、湿度等を設定し、過剰な空調とならないようにする　(2)事務所等の空調は施す区画を限定し、ブラインドの管理等により負荷の軽減をはかると共に、使用状況に応じて温度、湿度、運転時間等を設定し、つぎの管理を行う①夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に設定②中間期は空調を停止し、主として外気冷房を行う③空調時間の短縮・始業時：室内および外気温度を勘案して運転を開始・就業時：就業前に停止し残業時の空調は申請／許可制とする④外気取り入れ機能がある場合・室内CO2濃度1,000ppm以下を確保できる範囲で外気量を調整・運転開始時の予冷・予熱時は外気をカット(3)同一区画に複数の空調機で構成される場合は、混合損失の防止や稼働機器の選択により総合効率を向上させるように設定 | (2-2)①ｱ(2-2)①ｲ(2-2)①ｶ | ・区画毎に温度、湿度を設定・夏：○℃、冬：○℃・開始時刻夏・冬：○時中間期：○時・CO2濃度：800～1,000ppm・稼働機器の選択基準の設定等 | 運転管理マニュアル |
| **２．電動力応用設備**(1)空調時間の短縮（不要時の停止）(3)空調機ごとの電圧、電流、周波数(ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ制御)の設定 | (6-1)①ｱ(6-1)①ｶ | ・不要時の定義・定格値､周波数 |
| 計測記録 | **１．空気調和設備**(1)空調区画ごとの温度、湿度、CO2濃度の計測記録(2)空調時間 | (2-2)②ｱ | ・項目、頻度 | 計測記録記録簿 |
| **２．電動力応用設備**(1)電圧、電流の計測記録（電圧は配電元で良い） | (6-1)② | ・項目、頻度 |
| 保守点検 | **１．空気調和設備**(1)空調機の保守点検①ﾌｨﾙﾀｰの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒の点検②ﾌｧﾝ及びｺｲﾙの清掃、(2)自動制御、ｼｰｹﾝｽの保守点検 | (2-2)③ｱ(2-2)③ｳ | ・○回／月・○回／年 | 保守点検マニュアル記録簿 |
| **２．放射・伝導等による熱の損失の防止** (1)保温、保冷材の保守点検 | (5-1)③ｱ | ・○回／年 |
| **３．電動力応用設備**(1)ファン軸受、ファンモータの保守点検(2)配管及びダクト・ケーシングのエアー洩れの保守点検 | (6-1)③ｱ(6-1)③ｲ | ・○回／年・○回／年 |
| 新設措置新 | 1. 変流量システム（インバータ）の採用
2. 断熱性の向上
3. 負荷変動に対する調整し易い設備
4. 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定す

る基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮 | (2-2)④ｱ(5-1)④(6-1)④(2-2)④ｳ |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改訂内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日 |  |